

プログラム統括チーム運営要領（ガバニングボード 令和5年3月30日決定）新旧対照表

新	旧	備考
<p data-bbox="367 355 757 384">プログラム統括チーム運営要領</p> <p data-bbox="703 451 958 480">令和5年3月30日</p> <p data-bbox="732 499 958 528">ガバニングボード</p> <p data-bbox="620 547 958 576"><u>令和6年10月17日改訂</u></p> <p data-bbox="176 643 568 671">（プログラム統括チームの運営）</p> <p data-bbox="161 691 958 1157">第1条 「科学技術イノベーション創造推進費に関する基本方針」（平成26年5月23日総合科学技術・イノベーション会議。以下「基本方針」という。）に基づく、プログラム統括チームの運営は、「戦略的イノベーション創造プログラム運用指針」（平成26年5月23日ガバニングボード。以下「SIP運用指針」という。）及びSIP運用指針に基づき別に定める運用指針等並びに「研究開発と Society5.0 との橋渡しプログラム運用指針」（平成29年5月29日ガバニングボード。以下「BRIDGE運用指針」という。）に規定するほか、この運営要領の規定するところによる。</p> <p data-bbox="176 1224 568 1252">（プログラム統括チームの構成）</p> <p data-bbox="161 1272 958 1348">第2条 プログラム統括チームの構成員は、プログラム統括、プログラム統括補佐、プログラム統括委員とする。</p>	<p data-bbox="1184 355 1574 384">プログラム統括チーム運営要領</p> <p data-bbox="1520 451 1776 480">令和5年3月30日</p> <p data-bbox="1550 499 1776 528">ガバニングボード</p> <p data-bbox="996 643 1388 671">（プログラム統括チームの運営）</p> <p data-bbox="981 691 1776 1157">第1条 「科学技術イノベーション創造推進費に関する基本方針」（平成26年5月23日総合科学技術・イノベーション会議。以下「基本方針」という。）に基づく、プログラム統括チームの運営は、「戦略的イノベーション創造プログラム運用指針」（平成26年5月23日ガバニングボード。以下「SIP運用指針」という。）及びSIP運用指針に基づき別に定める運用指針等並びに「研究開発と Society5.0 との橋渡しプログラム運用指針」（平成29年5月29日ガバニングボード。以下「BRIDGE運用指針」という。）に規定するほか、この運営要領の規定するところによる。</p> <p data-bbox="996 1224 1388 1252">（プログラム統括チームの構成）</p> <p data-bbox="981 1272 1776 1348">第2条 プログラム統括チームの構成員は、プログラム統括、プログラム統括補佐、プログラム統括委員とする。</p>	

<p>2 チーム長は、プログラム統括を充てる。</p> <p>3 チーム長は、他の構成員の中から、チーム長代理をあらかじめ指名するものとする。チーム長代理はチーム長が不在の場合は、その職務を代行する。</p> <p>4 各構成員の担務は、プログラム統括チーム内で協議の上、決定する。</p> <p>5 プログラム統括チームに構成員のほか、S I P及びB R I D G Eの制度全般に関する知見を有する者をアドバイザーとして置くことができる。</p> <p>(プログラム統括チームの役割)</p> <p>第3条 プログラム統括チームは、基本方針、S I P運用指針、B R I D G E運用指針の定めるところにより、各プログラム全体の方針検討、各プログラムの進捗管理、S I P課題間の連携促進及びS I PとB R I D G Eとの連携促進等並びに評価に関する意見の作成を担う。</p> <p>(プログラム統括チーム会議)</p> <p>第4条 プログラム運営上の重要事項の検討等のため、プログラム統括チーム会議(以下「チーム会議」という。)を開催する。</p> <p>2 チーム会議はリアル、オンライン、持ち回り、書面のいずれでも開催可とする。</p> <p>3 構成員がチーム会議を欠席する場合でも、代理人の出席及び他の構成員への議決権の委任はできない。</p> <p>4 チーム長は、必要に応じ、構成員・アドバイザー以外の者の</p>	<p>2 チーム長は、プログラム統括を充てる。</p> <p>3 チーム長は、他の構成員の中から、チーム長代理をあらかじめ指名するものとする。チーム長代理はチーム長が不在の場合は、その職務を代行する。</p> <p>4 各構成員の担務は、プログラム統括チーム内で協議の上、決定する。</p> <p>5 プログラム統括チームに構成員のほか、S I P及びB R I D G Eの制度全般に関する知見を有する者をアドバイザーとして置くことができる。</p> <p>(プログラム統括チームの役割)</p> <p>第3条 プログラム統括チームは、基本方針、S I P運用指針、B R I D G E運用指針の定めるところにより、各プログラム全体の方針検討、各プログラムの進捗管理、S I P課題間の連携促進及びS I PとB R I D G Eとの連携促進等並びに評価に関する意見の作成を担う。</p> <p>(プログラム統括チーム会議)</p> <p>第4条 プログラム運営上の重要事項の検討等のため、プログラム統括チーム会議(以下「チーム会議」という。)を開催する。</p> <p>2 チーム会議はリアル、オンライン、持ち回り、書面のいずれでも開催可とする。</p> <p>3 構成員がチーム会議を欠席する場合でも、代理人の出席及び他の構成員への議決権の委任はできない。</p> <p>4 チーム長は、必要に応じ、構成員・アドバイザー以外の者の</p>	
--	--	--

<p>出席を求めることができる。</p> <p>(ガバニングボードへの報告)</p> <p>第5条 プログラム統括チームは、ガバニングボードにプログラム全体の方針、進捗状況、評価に関する意見その他プログラム運営上の重要事項について報告を行う。</p> <p>2 ガバニングボードの会合には、チーム長又はチーム長代理が代表して出席する。</p> <p>(ピアレビューへの参加・意見聴取への対応)</p> <p>第6条 プログラム統括チームは、S I Pの課題評価にあたっては、ピアレビュー <u>(専門的観点からの技術・事業評価)</u> に参加 <u>(令和7年度においてはピアレビュー、ユーザーレビュー(ユーザー視点からの社会実装計画の妥当性(予見性)評価)及びステージゲート(ピアレビューとユーザーレビューの結果を踏まえた、各テーマの中間評価以降の継続妥当性評価)に参加。以下「ピアレビュー等」という。)</u> し、制度的・課題横断的観点から評価意見 <u>(研究推進法人で実施されたピアレビュー等の妥当性)</u> をまとめ、評価委員会に対して、<u>ピアレビュー等</u>の結果を報告するとともに、評価意見を提出する。</p> <p>2 プログラム統括チームは、B R I D G Eの研究開発等計画の評価にあたっては、制度的・課題横断的観点からの意見聴取への対応を行う。</p> <p>3 プログラム統括チームは、第1項の評価意見又は第2項の意見に基づき、S I P又はB R I D G Eの評価委員会での審議</p>	<p>出席を求めることができる。</p> <p>(ガバニングボードへの報告)</p> <p>第5条 プログラム統括チームは、ガバニングボードにプログラム全体の方針、進捗状況、評価に関する意見その他プログラム運営上の重要事項について報告を行う。</p> <p>2 ガバニングボードの会合には、チーム長又はチーム長代理が代表して出席する。</p> <p>(ピアレビューへの参加・意見聴取への対応)</p> <p>第6条 プログラム統括チームは、S I Pの課題評価にあたっては、ピアレビューに参加し、制度的・課題横断的観点から評価意見をまとめ、評価委員会に対して、<u>ピアレビュー</u>の結果を報告するとともに、評価意見を提出する。</p> <p>2 プログラム統括チームは、B R I D G Eの研究開発等計画の評価にあたっては、制度的・課題横断的観点からの意見聴取への対応を行う。</p> <p>3 プログラム統括チームは、第1項の評価意見又は第2項の意見に基づき、S I P又はB R I D G Eの評価委員会での審議</p>	<p>・ピアレビューへの参加に加えてユーザーレビュー、ステージゲートへの参加を追記。</p>
--	--	--

<p>に参加する。各評価委員会の会合には、チーム長又はチーム長代理が代表して出席するものとし、チーム長が必要に応じて他の構成員に出席を求めることができる。</p> <p>4 第1項のピアレビュー等への参加又は第2項の意見聴取への対応する構成員は、プログラム統括チーム内で協議の上、決定する。</p> <p>(各PDとの個別の対話への対応・PD会議及び分科会への出席)</p> <p>第7条 プログラム統括チームは、定期的に各PDとの個別の対話を実施するとともに、PD会議及び必要に応じてPD会議の下に設置する分科会の運営を行うものとする。</p> <p>2 各PDとの個別の対話への対応又はPD会議及び分科会への出席を行う構成員は、プログラム統括チーム内で協議の上、決定する。</p> <p>(雑則)</p> <p>第8条 この規則に定めるもののほか、プログラム統括チームに関し必要な事項は、プログラム統括が定める。</p>	<p>に参加する。各評価委員会の会合には、チーム長又はチーム長代理が代表して出席するものとし、チーム長が必要に応じて他の構成員に出席を求めることができる。</p> <p>4 第1項のピアレビューへの参加又は第2項の意見聴取への対応する構成員は、プログラム統括チーム内で協議の上、決定する。</p> <p>(各PDとの個別の対話への対応・PD会議及び分科会への出席)</p> <p>第7条 プログラム統括チームは、定期的に各PDとの個別の対話を実施するとともに、PD会議及び必要に応じてPD会議の下に設置する分科会の運営を行うものとする。</p> <p>2 各PDとの個別の対話への対応又はPD会議及び分科会への出席を行う構成員は、プログラム統括チーム内で協議の上、決定する。</p> <p>(雑則)</p> <p>第8条 この規則に定めるもののほか、プログラム統括チームに関し必要な事項は、プログラム統括が定める。</p>	
--	---	--